

令和 7 年 11 月

被 保 険 者 様

被 扶 養 者 様

水産連合健康保険組合

理事長 山田 稔

(公印省略)

「健康保険証」の返却について

平素は当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和 7 年 1 月 1 日をもちまして健康保険証廃止の経過措置が終了となり、令和 7 年 1 月 2 日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。今後はマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）または資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書）を利用して医療機関等を受診していただきます。

令和 7 年 1 月 2 日以降に使用できなくなった健康保険証については、返却は不要ですので、各自で破棄していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

水産連合健康保険組合

TEL 06-6469-7540

担当：向井